

2026年度「機材リース契約の業者選定」に関する入札のご案内

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター
(入札管理責任者 総務部長 高崎 三千雄)

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 入札に付する事項

- (1) 名 称：2026年度「機材リース契約の業者選定」に関する入札
- (2) 内 容 等：別紙1のとおり
(2026年度「機材リース契約の業者選定」仕様書)
- (3) 履行期限：別紙1のとおり
(2026年度「機材リース契約の業者選定」仕様書)
- (4) 入札方法等：
本件は、JPCERT コーディネーションセンター（以下、「JPCERT/CC」という。）が実施する機材調達方法の一つとして、最低価格落札方式を行う。
したがって、入札の際には見積書を提出しなければならない。落札決定に当たっては、税抜き金額をもって落札価格とするため、入札者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、入札書には税抜きの金額を記載すること。

2. 入札要件

- (1) 予算決算および会計令（以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、参加することを認める。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省および内閣官房から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (4) 経営の状況、信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 入札案件に対して原則、再委託を行わないこと。ただし、やむを得ない場合はあらかじめ申し出ること。
- (6) 入札説明会に参加し、入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札者の提出書類

入札参加希望者は、JPCERT/CC が配布する仕様書に基づいて見積書を作成し、受領期限内に提出しなければならない。また、落札者の決定日前日までの間において JPCERT/CC から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、採用し得ると判断した見積書を添付した入札者のみを落札決定の対象とする。

4. 契約事項を示す場所等

(1) 入札説明会の日時および場所

日時：2026 年 1 月 19 日（月）16：00～17：00（1 時間程度を予定）

場所：東京都中央区日本橋本町 4-4-2 東山ビルディング 8 階

JPCERT コーディネーションセンター

TEL：03-6271-8901

FAX：03-6271-8908

※ 説明会参加希望者は、2025 年 12 月 25 日（木）17：00 までに必要事項（法人名、部署名、参加者氏名、連絡先）を記載の上、メールにて参加を申し込むこと（送付先：soumu@jpcert.or.jp）

(2) 見積書の受領期限

期限：2026 年 1 月 26 日（月）12：00（必着）

方法：メール（送付先：soumu@jpcert.or.jp）

(3) 入札者決定の通知日

2026 年 1 月 27 日（火）

方法：メール（送付元：soumu@jpcert.or.jp）

(4) 入札日

日時：2026 年 1 月 30 日（金）16：00～（落札者が決定するまで）

場所：JPCERT コーディネーションセンター

5. その他

(1) 入札保証金および契約保証金

全額免除

(2) 入札書の変更および取り消し

入札者は、提出した入札書等の変更および取り消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本公告の 2. 入札要件に示す入札参加資格のない者による入札および各項に定めた諸条件について、その条件に違反した場合は入札を無効とする。

(4) 契約書の作成

落札者が JPCERT/CC と契約を締結する際には、契約書の作成を必要とする。

(5) 落札者の決定方法

入札管理責任者が定める最低価格落札方式の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内

容に適合した履行がなされないと認められるとき、またはその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

6. 問い合わせ先（メールでの問い合わせを原則とする）

入札に関する問い合わせ

JPCERT/CC

総務部 鈴木（すずき）／神山（かみやま）

Email : soumu@jpcert.or.jp

※緊急を要する場合に限り、電話による問い合わせは可能

月～金曜日（祝・休日を除く）、9：00～18：00（12：00～13：00を除く）

TEL : 03-6271-8901

（※留守番電話対応中のため、要件を録音いただけましたら折り返しご連絡します）

2026 年度「機材リース契約の業者選定」仕様書

1. 件名

2026 年度「機材リース契約の業者選定」

2. 目的

2026 年度において、一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター（以下、「JPCERT/CC」という。）が機材等をリースするリース会社を選定する。

3. 事業の内容および実施方法

(1) 概要：

本入札は、2026 年度において、JPCERT/CC が指定した機材等をリース契約するためのリース会社を選定するものである。

(2) 契約担当者等

- ① 契約担当者：JPCERT/CC 総務部長 高崎 三千雄
- ② 所在地：東京都中央区日本橋本町 4-4-2 東山ビルディング 8 階

(3) リース物件見積もり仕様

- 見積もり条件（別添 1）に従い、初年度リース料率および再リース料率を記載すること。
- 入札価格は、A. 初年度リース料金（6 カ月利用）、B. 再リース料金（4 年利用）を使用して算出した場合の累計金額（A+B）とする。
- 入札金額は、入札者が消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、入札書には税抜の金額を記載すること。
- 本見積もりは、入札による業者選定を目的とした見積もりであるが（参照：4.(2)）契約期間内の個別発注は、別添 2 の見積書の初年度リース料率および再リース料率を上限とする。
- なお、金利が大きく変動した場合は、期中であっても別途協議により料率変更は可能とする。
- 落札決定にあたっては、リース物件の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等貸付に要する一切の諸経費および仕様書等に規定する諸経費を含めることとする。

(4) 納入場所

原則、JPCERT/CC 内

(5) 入札の方法

落札者の決定は最低価格落札方式をもって行う。

入札者は、本条（3）に基づき、入札金額を算出するものとする。

4. その他

(1) 入札保証金および契約保証金

全額免除

(2) 注意点

- ① 本入札は 2026 年度の契約額を確約するものではなく、JPCERT/CC がリース契約を締結するリース会社を選定するものである。
- ② 2026 年度内における契約は、当該契約ごとに見積もりを取得した上で個別に契約を締結する。
- ③ 契約期間内の個別契約における物品は、JPCERT/CC の指定する販売会社から機材を購入することとする。
- ④ 契約期間内の新規個別契約は再リースを確約するものではない。

5. 入札要件

(1) 2024 年度の年間売上 2,000 億円以上の事業者であること。

(2) 2024 年度において、国・自治体等との契約実績があること。

6. 契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日（水）まで

7. 成果物

本落札による成果物はなし

別添1 見積もり条件（機材一式）

機材	分類	予算
ノート PC	-	4,000,000 円
デスクトップ PC	ワークステーション	2,000,000 円
PC 以外の電子計算機	サーバー	46,000,000 円
	HDD・SSD	1,000,000 円
ネットワーク機器	スイッチ	10,000,000 円
	ルーター	1,000,000 円
	パワーサプライ	1,000,000 円
	ファイアウォール	15,000,000 円
合計（予算額） 税抜		80,000,000 円

別添2 御見積書

入札書

一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター 御中

入札件名 2026年度「機材リース契約の業者選定」

提出日	
住 所	
会社名	
代表者名	(印)

機材		想定価格	初年度 リース料率※	初年度リース額 (6カ月) A	再リース料率 (/年)	再リース料		合計 A+B (4年6カ月)
						1年分	(4年累計) B	
ノートPC	-	4,000,000円	%	4,000,000円	%	円	円	4,000,000円
デスクトップPC	ワークステーション	2,000,000円	%	2,000,000円	%	円	円	2,000,000円
PC以外の電子計算機	サーバー	46,000,000円	%	46,000,000円	%	円	円	46,000,000円
	HDD・SSD	1,000,000円	%	1,000,000円	%	円	円	1,000,000円
ネットワーク機器	スイッチ	10,000,000円	%	10,000,000円	%	円	円	10,000,000円
	ルーター	1,000,000円	%	1,000,000円	%	円	円	1,000,000円
	パワーサプライ	1,000,000円	%	1,000,000円	%	円	円	1,000,000円
	ファイアウォール	15,000,000円	%	15,000,000円	%	円	円	15,000,000円
合計入札額(税抜)								80,000,000円

※リース契約期間1~12カ月の内、最高いリース料率を記載すること

- ・契約条項の内容および当センター入札心得を承知の上、入札すること
- ・入札書類は、封筒に入れ封印した上でご提出をお願いします

JPCERT/CCにおける入札は当該箇所につき以下の予算決算および会計令（国による歳入徵収、支出、支出負担行為、契約等について規定したもの）を準用して行うこととする。

予算決算及び会計令（抜粋）

（昭和22年4月30日勅令第165号）

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたときまたは公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶことまたは契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できることとされている者を契約の締結または契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。